

●東京都選挙管理委員会告示第四十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
 異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、次のとおり公表する。
 令和三年四月九日
 東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
伊藤 志織	青山住まい党	政治団体の名称	青山住まい党	緑香会	R3. 1. 15
尾名高 勝	おなだか勝後援会	公職の種類	区議会議員	衆議院議員	R3. 2. 18
橋本 弘山	橋本弘山後援会	公職の種類	市長	市議会議員	R3. 2. 1
藤井 真尚	真友会	主たる事務所の所在地	世田谷区南烏山5-1-20	世田谷区駒沢3-7-9	R2. 12. 30
松山 克幸	松山かつゆき後援会	主たる事務所の所在地	渋谷区本町1-11-11	渋谷区本町1-58-4	R3. 2. 12
和田 宗春	和田宗春君を育てる会	主たる事務所の所在地	北区西が丘2-23-6	北区神谷1-28-8	R3. 2. 1

●東京都選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消
し及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった
旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に
より、次のとおり公表する。

令和三年四月九日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
羽田 次郎	羽田次郎後援会	R2. 12. 31
吉野 芳子	吉野芳子とわいわいくらぶ	H31. 3. 19

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
高相 健一	高相健一友の会	R2. 12. 31
高松 智之	高松さとし後援会	R2. 12. 28
藤井 真尚	真友会	R2. 12. 30

規則(公)

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月9日

東京都公安委員会

委員長 北井久美子

●東京都公安委員会規則第3号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則(昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

王子金町江戸川線	足立区西新井六丁目1番地先から足立区東和五丁目6番地先まで
	葛飾区東金町三丁目7番地先から葛飾区金町六丁目13番地先まで

王子金町江戸川線	足立区西新井六丁目1番地先から足立区東和五丁目6番地先まで
	葛飾区東金町三丁目7番地先から葛飾区金町六丁目13番地先まで
千住小松川葛西沖線	江戸川区臨海町一丁目地先から江戸川区臨海町一丁目地先まで

区道A-0200	江戸川区臨海町二丁目4番地先から江戸川区臨海町四丁目1番地先まで
区道A-0250	江戸川区臨海町一丁目4番地先から江戸川区南葛西三丁目22番地先まで

改める。

附則

- この規則は、令和3年4月10日から施行する。
- この規則の施行の前には、この規則による改正後の東京都道路交通規則(以下「新規規則」という。)別表第2に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第2条の3及び同表の適用については、なお従前の例による。

扣 斥(公)

●東京都公安委員会告示第129号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月9日

東京都公安委員会

委員長 北井久美子

記

1 審査の種類

- 大型自動車免許技能検定員審査
- 中型自動車免許技能検定員審査
- 準中型自動車免許技能検定員審査
- 普通自動車免許技能検定員審査
- 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- 大型自動二輪車免許技能検定員審査
- 普通自動二輪車免許技能検定員審査
- 牽引¹⁴免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- 技能検定に関する技能
 - 技能検定員として必要な自動車の運転技能
 - 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- 技能検定に関する知識
 - 教則の内容となっている事項
 - 自動車教習所に関する法令についての知識
 - 技能検定の実施に関する知識
 - 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時

令和3年5月10日(月曜日)から同月14日(金曜日)までの間のうち、申請書提出時において指定する

日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)

6 申請手続

- 申請書類
- 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)
- 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上

<p>三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 令和3年4月22日（木曜日）及び同月23日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和3年4月12日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>フ 審査手数料</p> <p>大型自動車免許技能検定員審査、中型自動車免許技能検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者については23,400円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者については19,500円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者については14,700円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p>	<p>イ 筆記用具</p> <p>(ア) 黒色又は青色のボールペン</p> <p>(イ) 赤色のボールペン</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265</p> <p>-----</p> <p>●東京都公安委員会告示第130号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和3年4月9日 東京都公安委員会 委員長 北井久美子</p> <p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(2) 中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(3) 準中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(4) 普通自動車免許教習指導員審査</p> <p>(5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査</p>	<p>(6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(8) 牽引^{けんいん}免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 教習に関する技能</p> <p>ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識</p> <p>ア 教習の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 令和3年5月10日（月曜日）から同月14日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p>
--	---	--

<p>警視庁府中運転免許試験場 (府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書 (規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真 (申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>令和3年4月22日 (木曜日) 及び同月23日 (金曜日) の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課 (府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和3年4月12日 (月曜日) から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者には14,550円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者には11,850円、そ</p>	<p>他の種類の教習指導員審査を受けようとする者には、9,650円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例 (平成12年東京都条例第99号) 別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具 (黒色又は青色のボールペン)</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265</p>	<p>特定非営利活動法人パルシック</p> <p>二 代表者の氏名 井上 禮子、穂坂 光彦</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田淡路町一丁目七番地十一 東洋ビル</p>
<p>認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について</p> <p>特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則 (平成十年東京都規則第二百四十三号) 第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和三年四月九日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 名称</p>	<p>公告</p>	<p>特定非営利活動法人フレンズ・オヴ・アニマルズ</p> <p>二 代表者の氏名 館田 潤子</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都町田市上小山田町百六十四番地二 館田方</p> <p>四 その他の事務所の所在地 東京都町田市忠生三丁目十八番地一 コーポラス坂の上三〇五号</p>
<p>一 名称</p> <p>特定非営利活動法人日本免疫学会</p> <p>二 代表者の氏名 小安 重夫</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田和泉町一番地四の二 KUMAK Iビル二階</p> <p>開発行為に関する工事の完了について</p> <p>都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、</p>	<p>一 名称</p>	<p>一 名称</p>

完了した。

令和三年四月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

許可を受けた者の
住所及び氏名

西多摩郡瑞穂町大字石畑字砂
前千五百九十二番一から同番
三まで、同番七及び同番八

西多摩郡北原町三丁目二番
二十二号
株式会社アーネストワン
代表取締役 松林 重行

羽村市五ノ神二丁目九番二十
三

福生市加美平二丁目十四番
一号
株式会社山一建設
代表取締役 山野井 優

昭島市松原町五丁目二千九百
六十九番二

千葉県千葉市美浜区ひび野
一丁目四番三
新日本建設株式会社
代表取締役 高見 克司

武蔵村山市三ツ藤三丁目四十
七番三、同番二十一及び同番
三十

西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ
崎字野辺三百五十七番三
有限会社吉泰
代表取締役 佐々木隆行

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和三年四月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

許可を受けた者の
住所及び氏名

武蔵村山市中原一丁目十六番 青梅市藤橋一丁目四百十七

二十三、同番二十四及び同番
二十四地先
有限会社大野ハウジング
取締役 澤田 亮

青梅市千ヶ瀬町一丁目百三番
一、同番六、百四番一及び同
番六
株式会社中尾
代表取締役 中尾 信一

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和三年四月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

許可を受けた者の
住所及び氏名

羽村市羽中四丁目五百三番三

福生市加美平二丁目十四番
一号
株式会社山一建設
代表取締役 山野井 優

立川市栄町五丁目十八番十一
及び同番十五

立川市幸町一丁目二十一番
地一
株式会社アステイク
代表取締役 宮谷 祐介

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和三年四月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

許可を受けた者の
住所及び氏名

国立市大字谷保字下モ峯下七
千百八十番一の一部、同番二、
同番四、同番五及び七千八百
十二番一
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 千葉雄二郎

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和三年四月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

許可を受けた者の
住所及び氏名

東久留米市下里五丁目五百六
番七、五百四十五番九、五百
五十二番一及び同番四
練馬区石神井町二丁目二十
六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

稲城市大字矢野口字根方二千
八百五十九番一、同番二、同
番四、同番十、同番十一、同
番十一地先及び同番十二から
同番十四まで
西東京市東伏見三丁目六番
十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

清瀬市中里五丁目八百三十九
番一、八百四十番一、同番二
及び八百四十一番一の各一部、
同番二並びに同番三及び八百
四十二番一の各一部、八百四
十三番一、同番三の一部、同
番五、八百四十四番一、同番

清瀬市中里五丁目八百四十
二番地
清瀬市長 洪谷金太郎

二の一部、同番三、同番四、八百四十五番一、同番三、同番五から同番九まで、八百四十六番一、同番五、同番九並びに中清戸四丁目八百四十七番五(第一工区)

東久留米市幸町四丁目十六番十五、同番二十、同番九十二及び同番百四十一
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 千葉雄二郎

府中市白糸台四丁目三十七番一、同番一地先、同番二、三十八番五及び三十九番十七
小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年四月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

府中市南町三丁目二十二番一から同番三まで、同番三十九、同番五十七、同番五十八、二十三番三、同番五から同番七まで及び同番二十六
小平市鈴木町一丁目四百七

西東京市芝久保町四丁目二百二十六番二の一部、同番十一並びに同番十二及び二千二百二十八番三十四の各一部
小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年四月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

西東京市住吉町三丁目二千四百八十四番九の一部、二千四百八十五番二十三及び同番二十四(第二工区)
杉並区阿佐谷南三丁目三十三番五番二十一号
株式会社細田工務店
代表取締役 平野富士雄

府中市浅間町二丁目十二番五の二の一部並びに同番三十五から同番四十四まで及び同番六十九
世田谷区北沢五丁目十三番七号フェアロージュ北沢三〇三
菊池 武彦

東京都労働委員会あっせん員候補者の氏名等について

労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第478号)第4条の規定により、東京都労働委員会あっせん員候補者の氏名、関歴等を下記のとおり公告する。

令和3年4月9日

東京都労働委員会

会長 金井 康雄

(令和3年3月2日現在)

氏名	現職・経歴	委嘱年月日
青木 正男	東京都労働委員会委員 自治労東京本部公共サービス民間労組協議会顧問	平成29年12月5日
新井 俊光	東京都労働委員会委員 (一社) 東京経営者協会 参与	平成29年12月5日
安藤 哲雄	東京都労働委員会委員 自動車総連東京地方協議会議長	平成29年12月5日
飯田 イナミ	東京都労働相談情報センター八王子事務所 所長	令和2年4月7日
石井 敏雄	東京都労働委員会委員 東京都中小企業経営者協会 理事・事務局長	平成23年6月7日
石川 純彦	東京都労働委員会委員 (一社) 東京経営者協会 事業局 上席参事	平成29年12月5日
石原 清子	東京都労働委員会委員 弁護士(東京弁護士会)	平成27年12月4日
稲葉 康生	東京都労働委員会委員 毎月新聞社 経身名譽職員・ジャーナリスト	平成23年12月2日
岩下 秀市	東京都労働委員会委員 明治ホールディングス(株) 顧問	令和2年12月2日
若林 渡砂	東京都労働相談情報センター大崎事務所 所長	令和2年4月7日
内田 隆文	東京都労働委員会委員 両養生堂 社友	平成23年12月2日
内田 克龍	東京都労働委員会委員 大崎電気工業(株) 社友	平成23年6月7日
大塚 博文	東京都労働委員会委員 日本出版労働組合連合会 元副中央執行委員長	平成25年12月4日
大塚 重之	東京都産業労働局 雇用就業部 連絡調整担当 課長	平成21年4月9日
奥山 浩希	東京都労働相談情報センター一亀戸事務所 所長	平成29年4月4日
尾野 秀明	東京都労働委員会委員 U A レンゼン 東京支部 参与	平成29年12月5日
埴内 秀介	東京都労働委員会委員 東京大学大学院法学政治学研究科 教授	令和3年3月2日
加藤 節夫	東京都労働委員会委員 日本ダイカスト工業 協同組合 常任理事	平成25年12月4日
釜井 康雄	東京都労働委員会委員 元札幌高等裁判所 所長 官	平成29年12月5日
上村 時彦	東京都労働委員会委員 全水道東京水道労働組合 特別執行委員	平成27年12月4日
川上 晴司	東京都労働委員会委員 J A M 東京千葉 顧問	平成30年6月8日
川田 琢之	東京都労働委員会委員 筑波大学 ビジネスサイエンス系 教授	平成25年12月4日
菊池 上美	東京都労働委員会委員 早稲田大学 法学部 教授	平成25年8月27日
久保 潤一郎	東京都労働委員会委員 連合東京労働政策局長	平成29年12月5日
熊田 京子	東京都労働委員会委員 東日本電信電話(株) 社友	令和元年12月2日
黒羽 二郎	東京都労働委員会委員 T F A イメクトワービス(株) 顧問	令和元年12月2日

(令和3年3月2日現在)

氏名	現職・経歴	委嘱年月日
光前 幸一	東京都労働委員会委員 弁護士(東京弁護士会)	平成25年12月4日
小林 義清	東京都労働相談情報センター一国分寺事務所 所長	平成30年4月3日
末藤 昭治	東京都労働相談情報センター池袋事務所 所長	令和2年4月7日
近藤 草史	東京都労働委員会委員 弁護士(第二東京弁護士会)	平成27年12月4日
近藤 匠	東京都労働委員会委員 事務局 審査調整課 課長	平成29年4月4日
齋藤 好行	東京都労働委員会委員 情報労連 東京部協議会 特別幹事	令和元年12月2日
佐藤 重己	東京都労働委員会委員 東京都電力総連 会長	令和元年12月2日
新宅 真理子	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当 課長	平成30年7月3日
高橋 宏之	東京都労働委員会委員 東京地下鉄労働組合 顧問	平成29年12月5日
高橋 隼子	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長 代理 (調整担当)	平成31年4月9日
望月 賢司	東京都労働相談情報センター一 所長	平成31年4月9日
田村 達久	東京都労働委員会委員 早稲田大学 法学部 教授	令和元年12月2日
丹野 明子	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長 代理 (調整担当)	令和2年4月7日
土屋 博良	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長 代理 (調整担当)	平成28年4月5日
西田 雄一郎	東京都産業労働局 雇用就業部 労働環境課 課長	令和2年12月15日
野田 博	東京都労働委員会委員 中央大学 法学部 教授	平成27年6月12日
橋本 昌道	東京都労働委員会委員 ㈱東前サボート&サービス 顧問	平成29年12月5日
平川 ひろみ	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長 代理 (調整担当)	平成30年4月3日
平野 茂	東京都労働委員会事務局 調整担当 課長	平成31年4月9日
廣田 壯一	東京都労働委員会事務局 審査調整課 主任	平成24年4月3日
外間 幸二	東京都労働委員会事務局 協議会 特別幹事	令和元年12月2日
巻淵 真理子	東京都労働委員会委員 弁護士(第一東京弁護士会)	平成29年12月5日
松田 二郎	東京都労働委員会委員 東京都中小企業団体中央会 副会長	令和元年12月2日
松山 英幸	東京都労働委員会事務局 局長	平成31年4月9日
三木 祥史	東京都労働委員会委員 弁護士(第一東京弁護士会)	平成29年12月5日
水野 紗綾香	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当 課長	令和元年10月1日

氏名	現職・経歴	委嘱年月日
水町 勇一郎	東京都労働委員会会長代理 東京大学社会科学研究所教授	平成23年1月25日
宮下 恵子	東京都労働委員会委員 全日本空輸機社友	平成29年12月5日
村上 英一	東京都労働委員会事務局法務専門課長	平成27年4月7日
村西 紀章	東京都産業労働局雇用就業部長	令和2年4月7日
森 治美	東京都労働委員会委員 全労連・全国一般労働組合東京地方本部中央執行委員長	平成27年12月4日
門馬 草	東京都労働委員会委員 鹿島建設機社友	平成25年12月4日
山中 豊	東京都労働委員会事務局担当部長 ＜総務課長事務取扱＞	平成31年4月9日
山本 千恵子	東京都労働委員会委員 UASENゼン東京支部参加	令和元年12月2日

(令和3年3月2日現在)

雑 報

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和三年四月九日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 睦

◎東京都職員共済組合規程第四号

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合の職員に関する規程（平成七年東京都職員共済組合規程第八号）の一部を次のように改正する。別記第一号様式中「命令権者印」を「命令権者」に、

課	出 勤 整 理	部 職 員 印	100分 の 25 の 給	休 日	
				変 更 前	変 更 後								
有・無			有・無
有・無			有・無
有・無			有・無
有・無			有・無
有・無			有・無
有・無			有・無
有・無			有・無
有・無			有・無
有・無			有・無
有・無			有・無

を

課	100分 の 25 の 支給	休 日	
		変 更 前	変 更 後								
有・無	有・無
有・無	有・無
有・無	有・無
有・無	有・無
有・無	有・無
有・無	有・無
有・無	有・無
有・無	有・無
有・無	有・無
有・無	有・無

に改める。

別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第19条、第20条関係)(表)

超過勤務等命令簿

所属部署		職		氏名																		
勤務月	命令日	命令者	区分	勤務命令・続行時間	休憩時間	勤務内容	確認		超過勤務					週休日変更	累計	超過勤務(60時間超)		休日勤務夜勤		管理職員等の休日勤務等		
							課長	主任	100分の125	100分の150	100分の135	100分の160	100分の100			100分の25	100分の25	100分の15	100分の135		100分の25	
月	日	命令	時	分から	時	分から			時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
・		確認	時	分から	時	分から			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
月	日	命令	時	分から	時	分から			時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
・		確認	時	分から	時	分から			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
月	日	命令	時	分から	時	分から			時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
・		確認	時	分から	時	分から			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
月	日	命令	時	分から	時	分から			時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
・		確認	時	分から	時	分から			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
月	日	命令	時	分から	時	分から			時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
・		確認	時	分から	時	分から			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
月	日	命令	時	分から	時	分から			時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
・		確認	時	分から	時	分から			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
月	日	命令	時	分から	時	分から			時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
・		確認	時	分から	時	分から			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
時間計									・	・	・	・	・	・	・	超過勤務 100分の5	・	・	・	・	6時間以下	6時間超
									時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間		時間	時間	時間	時間	時間	時間

*勤務実績欄は、勤務命令の時間と実際の勤務時間が異なるときに記入すること。

(日本産業規格A1414)

(表)

勤務月	命令日	命令者	区分	勤務命令・続行時間	休憩時間	勤務内容	確認		超過勤務					週休日変更	累計	超過勤務(60時間超)		休日勤務夜勤		管理職員等の休日勤務等		
							課長	主任	100分の125	100分の150	100分の135	100分の160	100分の100			100分の25	100分の25	100分の15	100分の135		100分の25	
月	日	命令	時	分から	時	分から			時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
・		確認	時	分から	時	分から			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
月	日	命令	時	分から	時	分から			時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
・		確認	時	分から	時	分から			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
月	日	命令	時	分から	時	分から			時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
・		確認	時	分から	時	分から			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
月	日	命令	時	分から	時	分から			時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
・		確認	時	分から	時	分から			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
月	日	命令	時	分から	時	分から			時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
・		確認	時	分から	時	分から			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
月	日	命令	時	分から	時	分から			時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
・		確認	時	分から	時	分から			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
月	日	命令	時	分から	時	分から			時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
・		確認	時	分から	時	分から			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
月	日	命令	時	分から	時	分から			時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
・		確認	時	分から	時	分から			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

*勤務実績欄は、勤務命令の時間と実際の勤務時間が異なるときに記入すること。